

約束を守る—ミレニアム開発目標の達成に向けた団結

1. 我々、元首及び政府首脳は、2010年9月20—22日にニューヨークの国連本部に参集し、その進展が必要とされているものに、はるか及ばないことに対する深い懸念を表明する一方、我々が前回ここに集まった2005年以降の進展を歓迎する。我々は、ミレニアム宣言及び国連首脳会合成果文書から生じる開発目標及びコミットメントを想起しつつ、すべての人々の経済的、社会的進展の促進のために協働する決意を再確認する。
2. 我々は、国際法及びその原則を完全な尊重とともに、国連憲章の目的と原則に引き続き従うことを再確認する。
3. 我々はまた、自由、平和及び安全の重要性、発展の権利を含むあらゆる人権に対する尊重、法の支配、ジェンダー平等、そして開発のための公正で民主的な社会に向けた全体的なコミットメントを再確認する。
4. 我々は、経済、社会及び関連分野におけるすべての主要な国連の会議やサミットの成果及びそれらに内包されたミレニアム開発目標を含む、関心を喚起するとともに現実のかつ重要な開発の成果を生み続けているコミットメントの継続的関連性を強調する。これらの成果及びコミットメントは合わせて、幅広い開発のヴィジョンを形成するのに極めて不可欠な役割を担い、国連の開発活動の全体的枠組を構成している。我々は、これらの成果及びコミットメントの時宜を得た完全な実施を確保するとの我々の決意を改めて強く表明する。
5. 我々は、金融・経済危機などによる後退にもかかわらず、貧困撲滅をはじめとする進展があることを認識する。この文脈において、世界のすべての地域において、協力、パートナーシップ、行動、連帯を通じ、大変鼓舞されるような進展を各国が実現している例を認識する。しかしながら、我々は、極度の貧困や飢餓の中で生きる人々の数が10億人を上回っており、国家間及び国内の格差が引き続き重要な課題として残っていることに深い懸念を有している。我々はまた、母子の死亡率が世界的に驚くべき水準にあることを深く懸念している。貧困と飢餓の根絶、すべての階層における格差との戦いは、すべての人々に、より豊かで持続可能な未来を築くのに不可欠であると信じている。
6. 我々は、特に途上国において、脆弱性と格差を深刻化させ、開発の成果に悪影響を与えてきた金融・経済危機、不安定なエネルギー及び食料価格、

食料安全保障への継続した懸念、及び気候変動や生物多様性の損失によってもたらされる深刻化する問題を含む複合的かつ相互に関連する危機に対する深い懸念を改めて表明する。しかしこれらはすべての人々に対してMDGsを実現するための我々の取組を、思いとどまらせることはない。

7. 我々は、我々の協力の中心事項として、開発のためのグローバルなパートナーシップを今後数年共同で推進、強化することを決意する。このグローバルなパートナーシップはミレニアム宣言、モンテレー合意、持続可能な開発に関する首脳会議（「ヨハネスブルグ実施計画」）、2005年の国連首脳会合成果文書及びドーハ宣言において再確認されてきた。
8. 我々は、2015年までにMDGsを達成するため、途上国、特にもっとも遅れをとっている国ともっとも軌道から外れた目標についての支援における、この宣言において明確にされた行動、政策、戦略を通じたものを含めたあらゆる努力をし、最も貧しい人々の暮らしを改善することにコミットしている。
9. 我々は、新たなコミットメント、効果的な実施、すべての加盟国及び他の関連する国内及び国際双方の関係者による強化された集团的行動、国内の開発戦略と適切な政策、効果的であると判明したアプローチの活用、すべてのレベルにおける強化された組織、開発資金の動員強化、開発協力の効果改善、開発のためのグローバルなパートナーシップの強化により、ミレニアム開発目標は、最も貧しい国々を含め、達成可能であると確信している。
10. 我々は、各国のオーナーシップとリーダーシップが開発の過程に不可欠であることを再確認する。すべてに当てはまる処方箋はない。我々は、各国が自国の経済的社会的発展について一義的な責任を負っており、国内政策、国内資金及び開発戦略の役割が強調されすぎることはないことを改めて表明する。同時に、国内経済は今やグローバルな経済システムに織り込まれ、したがって貿易と投資機会の効果的活用は各国の貧困との闘いを助けることができる。国レベルにおける開発努力は、国内的行動と戦略を補完する、相応しい国内環境及び国際環境により支えられる必要がある。
11. 我々は、国内的及び国際的レベルにおける良い統治（グッド・ガバナンス）と法の支配は、持続的、包含的かつ衡平な経済成長、持続可能な開発及び貧困と飢餓の撲滅に不可欠であると認識する。
12. 我々は、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性によるすべての人権の完全な享受、そして貧困の撲滅は、すべてのMDGsの達成を含む経済的社会的発展に不可欠であると認識する。我々は、北京宣言及び行動綱領の完全で効果的な実施の必要性を再確認する。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成はともに鍵となる開発目標であり、すべてのMDG

sを達成するための重要な手段である。我々は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための新機関（UN Women）設立を歓迎し、その活動開始に向けた我々の全面的支援を約束する。

13. 我々は、平和と安全、開発と人権は国連システムの柱であり、集団的安全保障と福祉の基礎であると認識する。我々は、開発、平和、安全、人権は相互に補強し合うものだとして認識する。我々は、自由、平等、連帯、寛容、あらゆる人権の尊重、自然への敬意及び共同責任を含む我々の共通する基本的価値が、MDGsの達成に不可欠であることを再確認する。
14. 我々は、国連が、加盟国の普遍性、正統性、そして独自の権能という素地の上に、開発のための国際協力の推進、そしてミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の実施の加速化支援において不可欠な役割を担うと確信する。我々は、変化する世界環境の課題に対処するために、強い国連が必要であることを再確認する。
15. 我々は、ミレニアム開発目標が相互に補強し合う関係にあることを認識する。したがって、我々は、全体的で包括的なアプローチを通じてこれらの目標を追求する必要性を強調する。
16. 我々は、世界の多様性を確認し、あらゆる文化と文明が人類を豊かにすることに貢献していると認識する。我々は、開発における文化の重要性とMDGsの達成における文化の貢献を強調する。
17. 我々は、非政府組織、任意団体及び財団を含む市民社会、民間セクター、そして現地社会、国家、地域及び世界的なレベルにおけるその他の関係者に対し、国家の開発努力における役割及びMDGsの2015年までの達成に向けた貢献を強化すること、各国政府に対しては、これらの関係者を包含することにコミットするよう求める。
18. 我々は、2015年までにMDGsの達成を推進するための各国議会の役割を認識する。

今後の道筋—成功、一様でない進展、課題と機会

19. 我々は、途上国がミレニアム開発目標の達成に向けて大変努力し、MDGsのいくつかのターゲットの実現に向け重要な成功を収めたことを認識する。極度の貧困との闘い、就学率と乳幼児の健康の改善、乳幼児の死亡率の削減、きれいな水へのアクセス拡大、HIVの母子感染予防の改善、HIV/AIDSの予防、治療及びケアへのアクセス拡大、マラリア、結核及び顧みられない熱帯病の抑制において成功が収められてきた。
20. 我々は、地域間、国家間、そして国内で進展が一様でないことから、ミ

レニアム開発目標の達成に向けた更なる取組が必要であることを認識する。飢餓と栄養失調は2007年から2009年にかけて再び増加し、過去の成果を一部逆行させた。すべての人々に対する完全かつ生産的な雇用及び適正な仕事の確保、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの進展、環境の持続可能性の達成、及び基本的な衛生の提供において進展が遅れており、依然として新たなHIV感染数は治療を開始した人々の数を上回っている。特に、我々は、妊産婦の死亡削減、妊産婦及び生殖に関する健康の改善における進展の遅れに対して重大な懸念を表明する。他のMDGsの進展も不安定であり、逆行を阻止すべく進展を持続させなくてはならない。

21. 我々は、開発におけるグローバルなパートナーシップの中心的役割、及びミレニアム開発目標の達成におけるMDG8の重要性を強調する。我々は、相当な国際的支援なくしては、ミレニアム開発目標のいくつかの目標は、多くの途上国において、2015年までに達成されない可能性が高いことを認識する。
22. 我々は、世界大恐慌以来最悪の金融・経済危機の影響を深く懸念する。この危機は多くの途上国における開発の成果を逆行させ、2015年までのミレニアム開発目標の達成を深刻に揺るがす兆しを見せた。
23. 我々は、ミレニアム開発目標の実施及び達成において得られた教訓、成功した政策及びアプローチに留意し、以下のような取組を含む政治的コミットメントの強化により、進展を加速化するために、これら成功例を再現し、さらに拡大することができることに留意する。
 - a. 開発戦略における各国のオーナーシップ及びリーダーシップを強化する。
 - b. 持続可能な開発を促進し、持続的、包含的かつ衡平な経済成長を導き、生産的な雇用機会を増加させ、農業及び工業開発を促進する前向きなマクロ経済政策を採用する。
 - c. 小自作農家への支援を強化し貧困撲滅に寄与する各国の食料安全保障戦略を促進する。
 - d. 貧困層に利益を与え、社会的経済的不平等に対処することを志向する政策及び措置を採用する。
 - e. 国家開発の優先事項や戦略に沿った参加型のコミュニティ主導の戦略を支援する。
 - f. 公的・社会的サービスへの普遍的アクセスを促進し、ソーシャル・プロテクション・フロアを提供する。
 - g. 質の高いサービスを衡平に供給する能力を改善する。
 - h. 適切な条件付き現金給付プログラムを含む社会的政策及びプログラムを実施し、保健、教育、水と衛生といった基本的サービスへ投資する。

- i. 意思決定の過程において、貧困層や恵まれない人々を含む社会のすべての層の完全な参加を保証する。
 - j. 発展への権利を含むあらゆる人権を尊重、促進、保護する。
 - k. 不平等を削減し、社会的排除及び差別を取り除くための取組を増大させる。
 - l. 女性及び女兒のための機会を増加させ、女性の経済的、法律的、政治的なエンパワーメントを前進させる。
 - m. 予防可能な原因によって死亡する女性や子供の数を劇的に減少させるため、女性及び子供の保健に投資する。
 - n. 国内的及び国際的レベルで、透明で説明可能な統治システムに向けて取り組む。
 - o. ドナー国と途上国双方において、十分で予測可能な資金源並びにその質と目標設定の改善に焦点を当て、国際開発協力における透明性及び説明責任の向上に取り組む。
 - p. 南北協力を補完する南南協力及び三角協力を推進する。
 - q. 効果的な官民パートナーシップを推進する。
 - r. 貧困層、特に貧しい女性のための金融サービスのアクセスを、開発パートナーの支援を受け、十分な資金を供給されたマイクロファイナンス計画、プログラム及びイニシアティブを含めた取組により拡大する。
 - s. よりよいプログラムや政策評価、立案のため、信頼性のある非集計データを作り出す統計能力を強化する。
24. 我々は、成功を収めた上述の政策及びアプローチの拡大は、下記の行動指針で示されるように、開発のためのグローバル・パートナーシップの強化によって補完される必要があると認識する。
25. 我々は、総会議長によって開催され、加盟国から人間の安全保障に関する異なる見解が表明された初の公式討論及び人間の安全保障概念の定義付けに向け続けられている取組に留意するとともに、その定義について総会において引き続き議論し、合意に達する必要があることを認識する。
26. 我々は、気候変動はすべての国、とりわけ途上国に深刻なリスクと課題をもたらしていることを認識する。我々は、共通だが差異ある責任及び各国の能力の原則を含む国連気候変動枠組条約の原則と規定にしたがって気候変動に対処することをコミットする。我々は、国連気候変動枠組条約を、気候変動に対するグローバルな対応を交渉するための一義的な国際的、政府間フォーラムとして維持する。気候変動への対応はミレニアム開発目標の達成に向けた進展を確保し推進するために極めて重要である。
27. 我々は、途上国の特定のニーズ及び増大する大きな経済的社会的な不平等

に焦点を当てなくてはならないと認識する。先進国と途上国の間の格差や富者と貧困層及び農村と都市の間の不平等がとりわけ顕著に存在し続けており、対処する必要がある。

28. 我々はまた、貧困層や、障害者を含む最も脆弱な状況下で暮らす人々がミレニアム開発目標達成に向けた進展から裨益するよう、これらの人々に焦点を当てた政策や行動をとらなければならないと認識する。この文脈において、経済的機会及び社会サービスへのより衡平なアクセスを提供する特別な要請がある。
29. 我々は、特有のニーズを持つ多くの途上国への関心及びミレニアム開発目標の達成において途上国が直面する固有の課題の緊急性を認識する。
30. 我々は、後発開発途上国が開発への取組において大きな制約及び構造的障害に直面することを認識する。我々は、後発開発途上国がMDGsを含む国際的に合意された開発目標の達成に遅れをとっていることに対し重大な懸念を表明する。この文脈において、我々はブラッセル行動計画を引き続き実施することを要請し、2011年にイスタンブールで開催予定の第4回国連後発開発途上国会議が後発開発途上国の特別なニーズに対処する国際的パートナーシップを更に活性化させることを期待する。
31. 我々は、海へのアクセスがなく、さらに世界市場からも隔絶されていることによる起因する内陸開発途上国の特別なニーズ及び直面する課題への我々の認識、内陸開発途上国の経済成長及び社会福祉が未だ外的脅威に対し極めて脆弱であることに対する懸念を改めて表明する。我々は、これらの脆弱性を乗り越え、回復力を養う必要性を強調する。我々は、アルマティ行動計画の中間レビューに関する第63回国連総会ハイレベル会合の宣言において示されたとおり、「アルマティ行動計画：内陸・通過開発途上国の通過運輸協力のための新たな国際的枠組における内陸開発途上国の特別なニーズへの対処」の完全で時宜を得た効果的な実施を要請する。
32. 我々は、小島嶼開発途上国の固有で特別の脆弱性について認識し、モーリシャス実施戦略の完全かつ効果的な実施を通じて、この脆弱性に取り組むため迅速かつ具体的な行動をとるとの我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、気候変動や海面上昇の悪影響は小島嶼開発途上国の持続可能な開発に大きなリスクをもたらすことを認識する。我々は、MDGsの達成における小島嶼途上国の一様でない進展に留意し、いくつかの地域において進展が遅れていることへの懸念を表明する。この観点から、我々は、小島嶼開発途上国の脆弱性への取組の進展を評価するため、モーリシャス実施戦略について2010年9月以降に行われる5年後ハイレベル・レビューを歓迎する。

33. 我々は、アフリカ諸国、特に2015年までのMDGsの達成に向けた歩みから最も遅れをとった国々に対しより一層注意を払うべきであると認識する。一部のアフリカ諸国においては進展があったが、その他のアフリカ諸国の状況に関して深い懸念が残る。それは特にアフリカ大陸が金融経済危機により最も影響を受けた地域の一つであるためである。我々は、近年対アフリカ援助が増大したことに留意する。しかしながら、それは既に約束されたコミットメントに遅れをとっている。したがって我々は、これらのコミットメントの履行を強く呼びかける。
34. 我々は、中所得国の特有の開発課題についても認識する。これらの諸国はミレニアム開発目標を含む国家開発目標の達成に向けた取組において固有の課題に直面している。我々はこれらの諸国の取組が、MDGsを組み込んだ各国の国家開発計画に基づいて実施されるべきであり、それぞれの国のニーズ及び国内資金の動員能力と必要性を考慮しつつ、様々な形態で国際社会により十分に支援されるべきであることを改めて表明する。
35. 我々は、防災に対する国とコミュニティの強靱性を央馳駆する兵庫行動枠組2010—2015に沿って、途上国において災害リスクを軽減させ、地質及び水文気象による危険を含む、あらゆる自然の危険に対する、強靱性を増すことは、相乗効果を生み、ミレニアム開発目標の達成を加速させることができると認識する。したがって、これらの危険に対する脆弱性を軽減することは、途上国にとって優先度の高い課題である。我々は、小島嶼開発途上国が、気候変動の影響によるものを含み、その一部は激しさを増している、持続可能な開発に向けた進捗の妨げとなる自然災害に引き続き取り組んでいることを認識する。

今後の道筋—2015年までにMDGsを達成するための行動指針

36. 我々は、開発における各国のオーナーシップとリーダーシップをMDGsの達成に向けた進展の決定要因として、各国が自国の開発に一義的責任を負う形で推進することを決定する。我々は、すべての国に、すべての関連する関係者による各国の状況に応じた幅広い協議、参加を通じたものを含めた、それぞれの特有の状況に合わせた開発戦略を、引き続き構想、実施、モニターすることを奨励する。我々は、国連システム及び他の開発主体に、かかる戦略の構想及び実施を、加盟国の要請に応じて支援することを要請する。
37. 我々は、グローバル化する世界における国内経済の相互依存増大と国際経済関係におけるルールに基づいた枠組みの出現は、国家経済政策の範囲、すなわち特に貿易、投資、国際開発の分野における国内政策の範囲が今や国

際的規律，コミットメント，世界市場の関心によってしばしば榨取られることを意味してきたことを認識する。国際的ルール及びコミットメントを受入れることによる利益と，政策余地の喪失による制限とのトレードオフの評価は各国政府にゆだねられる。

38. 我々は，モンテレー合意及び開発資金に関するドーハ宣言を，その全体性，完全性及び全体的アプローチにおいて再確認し，開発のための資金動員及びその効果的活用は，ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標に向けた支援を含む，開発のためのグローバルなパートナーシップの核であることを認識する。
39. 我々は，モンテレー合意及びドーハ宣言の文脈において既に約束されたコミットメントの迅速な履行を要請する。短期的流動性，開発に向けた長期的資金調達と資金協力はこれらのコミットメントにしたがって，途上国が自国の開発における優先順位に十分に対応するための支援に活用される。成長，貧困撲滅，及び持続可能な開発を我々が共通して追求するに際して，重要な課題は，官民双方における必要な国内資金動員させ，十分な水準の生産的投資を持続させ，人的能力を強化させる国内条件を確保することである。民間部門の国際資金フロー，特に対外直接投資は，国際金融の安定とともに，国内的及び国際的な開発努力を補完するために不可欠なものである。
40. 我々は，国際金融機関が金融的経済的な緊急事態によりよく対処，予防し，発展を効果的に推進し，加盟国のニーズによりよく応えることができるよう，更なる改革及び近代化が必要であることを強調する。我々は，世界銀行及び国際通貨基金において，途上国の発言権と代表権を強化することの重要性を再確認し，世界銀行が実施した改革と，この方向に沿った国際通貨基金による進展に留意する。
41. 我々は，あらゆるレベルにおける開発のための政策の一貫性の促進に向けた取組の強化を要請する。我々は，MDGsの達成のためには，持続可能な開発のための経済的，社会的，環境的な幅広い課題について相互支援的で統合された政策が必要であることを確認する。我々は，すべての国に，持続的，包含的かつ衡平な経済成長，貧困削減及び持続可能な開発という目標と一貫した政策を立案し実施するよう要請する。
42. 我々は，成長及び開発のエンジンとしての貿易の重要な役割及びそのミレニアム開発目標の実現への貢献を改めて表明する。我々は，各国，とりわけ途上国の，WTOにおけるコミットメント及び義務に整合する範囲での柔軟性を十分に活用する権利を認識しつつ，保護主義的傾向に対抗し，WTOの規律に非整合的なすべての既存の貿易歪曲的措置を是正する必要性を強調する。バランスがとれ，野心的，包括的かつ開発志向的な成果を伴うドー

ハ・ラウンドの早期かつ成功裡の妥結は、国際貿易に切実に必要とされている推進力を与えるとともに、経済成長及び開発に貢献するだろう。

43. 我々は、持続的かつ参加型で衡平な経済成長の促進は、ミレニアム開発目標の達成に向けた進展の加速及び持続可能な開発の促進に必要であることを強調するが、それだけでは十分ではない。成長はすべての人々、特に貧困層の経済的機会への参加及び裨益を可能にし、雇用創出及び所得機会につながり、効果的な社会政策により補完されるものであるべきである。
44. 我々は、妊産婦及び幼児死亡率の削減に向けた、国家保健制度の強化、HIV／エイズ対策の取組、栄養改善、安全な飲料水と基本的な衛生へのアクセス、強化されたグローバルなパートナーシップの活用を通じたものを含めた、女性と児童の健康を改善するために我々の努力を倍加することにコミットする。我々は、保健に関するMDGsにおける進展を加速させることは、他のミレニアム開発目標を前進させるためにも不可欠であることを強調する。
45. 我々は、2015年までにすべての場所にいる子供が、男児も女児も同様に、初等教育の全課程を修了させることができることを保証するとの我々のコミットメントを改めて表明する。
46. 我々は、入手可能なエネルギーのアクセス、エネルギー効率及びエネルギー資源と利用の持続可能性を含むミレニアム開発目標の達成及び持続可能な開発の促進に向けた国際的努力の一環としてのエネルギー問題へ対処する重要性を強調する。
47. 我々は、貧困層に特別な焦点を当てた、すべての人々に対する雇用及び所得機会の強化の必要性に留意し、特に途上国における、経済的社会的インフラの開発及び持続的かつ参加型で衡平な経済成長のための生産的な能力発展の重要性を認識する。
48. 我々は、すべての人々に対する完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワークを創出し、労働に焦点を当てた復興と持続可能な開発を推進するため、グローバル・ジョブズ・パクトを、その中で各国がそれぞれの状況に合わせた政策パッケージを立案することができる一般枠組として推進する必要性を強調する。我々は、加盟国に、社会的包含及び統合を推進するための効果的措置をとり、それらを各国の国家開発戦略に組み込むよう要請する。
49. 我々は、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼途上国、中所得国、アフリカを含む経済社会開発の達成に向けて苦闘している地域や国々、複合的な人道上の緊急事態の影響下にある地域やテロの影響下にある地域に暮らす人々の障害や制約を排除し、支援を強化し、特別なニーズに応えるため、国際法にしたがって、更なる効果的な措置と行動をとることを決意する。加

えて、我々は、MDGsの達成推進のため、外国の占領下に置かれた人々の権利の完全な実現への障害を排除するため、国際法にしたがって、協調行動をとる必要性を認識する。

50. 我々は、紛争の影響下にある国における平和維持と早期復興に関連する特有の開発課題、及びかかる課題がMDGsの達成のための取組にもたらす影響を認識する。我々は、ドナー国に、特有のニーズ及び状況を抱える国々に合わせた十分に時宜に適った予測可能な開発援助を、これら取組への支援として被援助国の要請にしたがって提供するよう要請する。我々は、かかるニーズに対処し、進展を示し、国際支援の更なる改善を可能とするよう、国際的パートナーシップを強化することを決意する。
51. 我々は、社会サービスへの普遍的アクセスの促進及びソーシャル・プロテクション・フロアの提供は、開発の成果の強化及び更なる達成に重要な貢献をなすことができると考える。不平等及び社会的排除の削減に取り組む社会保護システムは、ミレニアム開発目標の達成に向けた成果を守るために不可欠である。
52. 我々は、国内的及び国際的レベルでの腐敗との闘いは優先事項であること、腐敗は効果的な資金動員及び配分への深刻な障壁であり、貧困撲滅、飢餓との闘い及び持続可能な開発に不可欠な活動から資金を遠ざけていることを強調する。我々は、あらゆるレベルでの強固な制度を要するあらゆる腐敗との闘いを継続するため、緊急かつ断固とした措置をとることを決意し、国連腐敗防止条約の批准ないし加入を検討し、その履行を開始するよう、それらを行っていない全ての加盟国に慫慂する。
53. 我々は、人権の尊重、推進、保護はMDGsの達成に向けた効果的取組の不可欠な要素であることを認識する。
54. 我々は、MDGsの達成のためのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性を認識する。女性は開発の主体である。我々は、女性と女兒の教育、基礎的サービス、医療、経済的機会、及びあらゆるレベルにおける意思決定への平等なアクセスを保証する行動を要請する。我々は、女性と女兒への投資は生産性、効率性、及び持続的経済発展における相乗効果を有することを強調する。我々は、開発政策の立案、実施におけるジェンダー主流化の必要性を認識する。
55. 我々は、加盟国は、平等と無差別の原則の下、先住民のすべての人権及び基本的自由の尊重を保証するため、その独特なアイデンティティ、文化、社会機関の多様性と価値を認識し、国際法にしたがって、協調的で前向きな取組をなすべきことを再確認する。
56. 我々は、すべての関係者と協働し、ミレニアム開発目標の達成に向けた

パートナーシップを強化することを決意する。民間部門は、官民パートナーシップを通じた役割も含め、雇用や投資の創出、新技術の開発及び持続的、包摂的かつ衡平な経済成長の実現を通じて多くの国における開発に不可欠な役割を担っている。我々は、民間部門に、貧困層のニーズ及び可能性へのビジネスモデルの適用を含めた、貧困撲滅への更なる貢献を要請する。海外からの直接投資や貿易は、官民パートナーシップと並び、イニシアティブの強化のために重要である。この関連において、我々は、企業がミレニアム開発目標支援における企業の社会的責任にコミットした、国連グローバル・コンパクトの取組に留意する。

57. 我々は、国内開発戦略実施を加速するため、地域的及び準地域的開発銀行及びそのイニシアティブを含む、地域的及び準地域的協力を強化する重要性を強調する。我々はまた、地域的及び準地域的開発戦略の効果的支援を提供するため、地域的及び準地域的機関を強化する重要性を強調する。
58. 我々は、国際連合の基金及びプログラム、国連機関、地域機構がそれぞれのマンデートにしたがって、ミレニアム開発目標の達成に向けた進展を含む、国家の戦略及び優先事項にしたがった形で開発を前進させ、開発成果を保護する重要な役割を担うことを再確認する。我々は、MDGs支援における強く、よく調整され、一貫した効果的な国連システムに向け引き続き取り組む。我々は、各国のオーナーシップ及びリーダーシップ原則が、いくつかの国における、共通の国家プログラム文書を任意に活用するイニシアティブを支援し、国家レベルのプログラム策定のために引き続き既存の枠組や進展を活用することを望むすべての国への支援を強調するということを強調する。
59. 我々は、国連開発システムの事業活動に対する十分な量及び質の資金調達必要性とともに、資金調達をより予測可能で効果的かつ効率的なものにする必要性を強調する。我々はまた、この文脈において、説明責任、透明性及び改善された成果主義に基づく運営の重要性及び、国連の基金、プログラム及び専門機関による取組に対する、更に調和された成果主義に基づく報告の重要性を再確認する。
60. 我々は、十分に予測可能な資金動員と質の高い技術支援に向けた取組を強化し、適切で入手可能で持続可能な技術の開発と普及及びミレニアム開発目標の達成に不可欠な相互合意に基づいたかかる技術の移転を促進することを決意する。
61. 我々は、革新的資金調達メカニズムは、途上国支援において開発のための資金調達に向けた任意による追加的資金の動員に対して積極的に貢献することができると思う。このような資金調達は伝統的な資金調達源を代替

するものではなく、補完するものである。開発のための資金調達の革新的資金源における多大な貢献を認識しつつ、我々は、必要に応じて現在のイニシアティブのスケールアップを要請する。

62. 我々は、南南協力及び三角協力を強化及び支援するための現在の取組を歓迎する。我々は、南南協力は南北協力の代替ではなく、同協力を補完するものであることを強調する。我々は、2009年12月にナイロビで開催された南南協力のための国連ハイレベル会合の成果文書の効果的实施を要請する。
63. 我々は、2015年までにミレニアム開発目標の達成を前進させるために取られているの地域的取組を認識する。この観点から我々は、2010年7月19日から27日にかけてカンパラで開催された「アフリカにおける母子・幼児の保健と開発」をテーマとする第15回アフリカ連合(AU)総会、アフリカの妊産婦死亡率削減加速化キャンペーンの立ち上げ、妊産婦死亡撲滅キャンペーン、2010年8月3、4日にジャカルタで開催されたアジア太平洋地域MDGsレビュー特別閣僚会合、ラテンアメリカ及びカリブ地域におけるミレニアム開発目標の達成への進捗に関する国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会、そして他の地域委員会による類似の報告書を、第65回国連総会における国連首脳会合及び2015年までのミレニアム開発目標の達成へ積極的に貢献するものとして歓迎する。
64. 我々は、ODAの質を改善しその開発への影響を増大させるための努力強化を歓迎し、経済社会理事会の開発協力フォーラム、2005年の開発の効果に関するパリ宣言や2008年のアクラ行動計画を生み出した援助の効果に関するハイレベルのフォーラム等の近年の他のイニシアティブとともに、それにコミットした国の、各国のオーナーシップの基本原則の採択、協調、調和、成果管理といった基本原則の採用を通じたものを含めた努力に対し、重要な貢献をなしていることを認識する。我々はまた、効果的な援助を保証する、すべてに当てはまる画一的な方法は存在せず、各国特有の事情を十分に考慮する必要があることに留意する。
65. 我々は、国連システムの中心として、すべての関係者の参加のもとに、国際的開発問題に関連する問題に対する全体的な検討に向けた開発協力フォーラムにおける現在の取組を奨励する。
66. 我々は、文化的側面は開発にとって重要であると考え、我々は、開発目標の達成に向けた文化的分野における国際的協力を奨励する。
67. 我々は、スポーツが教育、開発及び平和の手段として、国内的及び国際的レベルにおいて、協力、連帯、寛容、理解、社会的包摂及び健康を促進することができることを認識する。

68. 我々は、すべての国が、持続可能な開発のためのよりよい計画や政策を策定するための人口統計データを含む、適切で時宜を得た、信頼できる、分類されたデータを必要としていることを認識する。我々は、ミレニアム開発目標に向けた効果的なモニタリングの進展という目的を含めて、国家統計システムを強化することにコミットする。我々はまた、途上国における統計能力育成支援の取組を増大する必要があることを改めて表明する。
69. 我々は、すべての関連する関係者とともに、迅速な影響及び脆弱性の迅速な分析のため、より最新で実践可能なデータを発展させるためのグローバル・パルス・イニシアティブに留意する。

目標 1 極度の貧困と飢餓の撲滅

70. 我々は、以下を含めた取組により、目標 1 の達成に向け進展を加速させることにコミットする。
- a. 極度の貧困と飢餓の撲滅は他のすべての MDGs の達成に直接的影響を及ぼすことに留意しつつ、極度の貧困と飢餓の根本的な原因に対処する。
 - b. 持続的、包含的で衡平な成長及び持続可能な開発につながり、雇用機会を増大させ、農業開発を促進し、貧困を削減する、前向きな経済政策を採用する。
 - c. 途上国のニーズを考慮しつつ、包括的、効果的、包含的かつ持続可能な全世界的対応によって、特に貧困と飢餓に対する、複合的な危機による社会的経済的影響を緩和するための取組をすべてのレベルにおいて、増大する。
 - d. 女性、先住民、若者、障害者及び農村民を含むすべての人々に対する完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワークを促進するため、雇用に集中した、持続的、包含的かつ衡平な経済成長と持続可能な開発を追求し、能力強化、技術訓練プログラム、職業訓練及び起業家能力開発のようなイニシアティブを通じて中小企業を助成する。雇用主及び被雇用者の代表者はこれらのイニシアティブと密接な関連を有するべきである。
 - e. 国際的なルール及び国際的コミットメントにしたがい、若年層雇用に対する投資の増大、積極的労働市場化措置、官民パートナーシップ、若年者の労働市場への参加を促進する環境整備を通じて、若者の生産的雇用及びディーセント・ワークへのアクセスを達成するための機会を拡充する。
 - f. 最悪の形態の児童労働の撤廃、児童保護システムの強化、児童人身取引との闘いにおける相互援助のため、特に社会経済開発支援、貧困削減プログラム、普遍的教育等を含む国際協力及び援助の強化を通じて適切な措置をとる。
 - g. 国内の優先事項と事情に一致する形ですべての人々に対して最低限の社会

保証とヘルスケアを確立することによって、不可欠な社会サービスへの普遍的アクセスを提供する、包括的な社会的保護システムを推進する。

- h. 社会のすべての層、特に女性、脆弱な状況に置かれた者、伝統的金融機関によって通常手当されない、あるいは現在手当されていない者、そして中小企業に対して、購入、入手可能な、信用、貯蓄、保険、及び支払い商品を含む包含的金融サービス、特にマイクロファイナンスを促進する。
- i. 農業及び農村開発、食料安全保障の強化において、不可欠な主体として農村の女性の能力強化及びその参加を促進し、生産的資源、土地、資金調達、技術、訓練及び市場への平等なアクセスを確保する。
- j. 飢餓を撲滅し、すべての人々の食料へのアクセスを保証するという国際的コミットメントを再確認し、この観点から、関連機関、特に国連システムの重要な役割を改めて表明する。
- k. ローマ世界食料安全保障サミット宣言に含まれる持続可能な世界食料安全保障のためのローマ5原則を支持する。
- l. 世界食料安全保障委員会が中心的な要素である農業、食料安全保障及び栄養に関するグローバルなパートナーシップを通じ、食料安全保障のための国際的協調及びガバナンスを強化し、既存の機関の上に、効果的パートナーシップを醸成しつつ、グローバル・ガバナンスを強化することが不可欠であることを改めて表明する。
- m. 魚は何百万もの人々にとっての重要な動物性たんぱく質の摂取源であり、栄養失調と飢餓への闘いにおける不可欠な要素であることから、持続可能な漁業管理のキャパシティ・ビルディングを改善するための努力を、特に途上国において推進する。
- n. 途上国における食料価格の高い不安定性による影響の緩和を含む各国政府及び国際社会による、政治的、経済的、社会的、金融的及び技術的な、短期的、中長期的な解決策を含む、世界的食料危機の複合的で複雑な原因に対する包括的で調整された対応を支援する。この点において、関連する国連機関は重要な役割を担う。
- o. すべてのレベルにおいて、公的及び民間投資、土地利用計画、効率的な水管理、灌漑を含む適切な農村インフラ、強い農業のバリューチェーンの発達を含め、途上国における農業生産、生産性及び持続可能性を強化するための強く、よい環境を推進し、農民の市場及び土地へのアクセスの改善、国内的及び国際的レベルにおいて協力的な経済政策及び機関を改善する。
- p. 伝統的な、そして他の農作物や家畜の幅広い範囲の生産を増大させ女性を含む小規模の生産者を支援する。市場、信用、資材へのアクセスを改善し、それによって貧困層の所得機会と食料を購入し、生計を改善するため能力を増

大させる。

- q. 適切で入手可能で持続可能な農業技術の発展、普及の促進、及び相互に合意した条件での技術移転を通じて、途上国における農業生産性の成長率を増大させ、途上国における農業研究及び革新、サービス及び農業教育の進展を支援する。
- r. 長期的投資、小自作農家の市場へのアクセス、資金と農業資材、改善された土地利用計画、農作物の多様化、商業化、そして適切な農村インフラの開発及び途上国の市場アクセス強化の進展を通じて持続可能な生産、食料の安定供給及び質を増大させる。
- s. 世界的食料安全保障の達成のためなされたコミットメントを果たすとともに、ラクイラ食料安全保障イニシアティブで設定されたコミットメントを含む二国間及び多国間のチャンネルを通じて十分で予測可能な資金を提供する。
- t. 水質及び水の利用可能性、森林減少と砂漠化、土地及び土壌荒廃、塵埃、洪水、干ばつや予測不可能な天候パターン、生物多様性の減少、適切で入手可能かつ持続可能な農業技術の発展及び普及の促進、及び相互に合意した条件でのかかる技術の移転といった持続可能な農業開発への環境課題に対処する。
- u. 安全、十分で栄養価の高い食料へのアクセスに対するすべての人々の権利を、適切な食料への権利とすべての人々の飢餓から自由になるための基本的権利と一致し、人々が自身の肉体的及び精神的健康を十分に発展させ維持できるようにするものとして再確認する。
- v. 女性、児童、高齢者、障害者、並びに脆弱な状況下で暮らす人々の栄養必要量を満たすため、的を絞った効果的なプログラム策定を通じた特別な努力を尽くす。
- w. 先住民が食料安全保障の文脈で直面する課題における進展を加速させ、この観点から先住民の偏って高い水準の飢餓と栄養失調の根本的な原因と闘うための特別な行動をとる。

目標 2 初等教育の完全普及の達成

7 1. 我々は、以下を含めた取組により、目標 2 の達成に向け進展を加速させることにコミットする。

- a. すべての人々の教育に対する権利を実現し、教育は人間性及びその尊厳の完全な発展に向けられ、人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことを再度強調する。

- b. 初等教育の完全普及という目標に向け、ここ10年間に築いた成果に基づき更なる進展を進める。
- c. 知識と教育は持続的で、包含的かつ衡平な経済成長及びすべてのMDGの達成の鍵であることから、すべての子どもに平等な教育及び学習機会を提供するため、教育に対する政治的強調を続けること、そして国際社会、市民社会及び民間部門の支援を受けて、授業料の廃止、学校給食の提供、学校が男女別々の衛生施設をもつことを保証すること、そして初等教育をすべての子どもにとって利用可能で、アクセス可能で費用的にも手の届くものとするためのその他の方法といった、適切で的を絞った、証拠に基づく方策を推進することを通じて、教育システム内外の障壁を除去する。
- d. アクセスの容易さとインクルージョンを推進するため、子どもの就学、継続、参加、学習成果の向上、インクルーシブ教育の発展及び実施、そして分野横断的な取組を含む的を絞った、積極的な戦略、政策及び計画の明確化によって、子ども、特に不就学児童に影響を与える不平等、格差、及び多様な形態の排除や差別の根本的な原因に対処する。この観点から、特に貧困層に対して、中途退学、留年及び落第の率を低下させ、教育における男女の格差を解消するため、分野を超えた追加的努力がなされるべきである。
- e. 質の高い教育と学校制度における進学を保証する。そのためには、学習者に優しい学校や機関の設立、教員採用・トレーニング・継続、専門性の発展・評価・雇用・教授環境及び教員の地位といった課題に各国内の能力向上を通じて取り組む、包括的な教員政策を通じた教員の数及び質の向上、より多くの教室構築、学校施設及びインフラの物的状態の改善、カリキュラムの質と内容、教育学及び学習教授教材、そして情報通信技術（ICT）能力の活用、さらに学習成果の評価が必要である。
- f. とりわけインフラ、人材、財政そして行政における制限に取り組むための十分な国家教育予算を保証することによって、国家教育システムのための資金調達を持続可能性と予測可能性を強化する。これらのシステムは、伝統的資金調達源の代替ではなく、補完としての新たな、任意の、革新的な教育のための資金調達を含む、十分に予測可能な開発支援及び教育のための国際協力によって支援されるべきである。
- g. 2000年の世界教育フォーラムで採択された万人のための教育に関するダカール行動枠組及びMDGsのコミットメントの一環として、全世界的に非識字を撲滅するための国家計画、方策を引き続き実施する。この観点から、我々は、とりわけ識字能力の革新的教授法を通じた南南協力及び三角協力の重要な貢献を認識する。
- h. 各国の政策及び教育システムに沿って、すべての教育提供者を巻き込むこと

によって、各国政府の教育プログラムの計画策定及び運営能力強化のための努力を支援する。

- i. 初等教育からの移行、中等教育へのアクセス、職業訓練そしてノンフォーマル教育及び労働市場への参入により焦点を当てる。
- j. 人道上の緊急事態への対応及び備えの基本的要素として初等教育を保証する努力を強化し、影響を受けた国はその要請にしたがって、教育システムを修復する努力に対する支援を国際社会から受けることを保証する。

目標 3 ジェンダー平等推進と女性の地位向上

72. 我々は、以下を含めた取組により、目標3の達成に向け進展を加速させることにコミットする。

- a. 北京宣言・行動綱領及びその12の重大問題領域における目標と、国際人口開発会議「行動計画」における我々の約束、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び児童の権利に関する条約における締約国の義務と約束を達成するための行動をとる。
- b. 無償の初等教育、安全な学校教育環境、奨学金や現金給付プログラムといった経済的支援の提供、教育における女性と女兒に対する差別廃止のための支援政策の推進、女兒を中等レベルまで学校に保持するための修了率及び出席率の追跡等の方策を通じ、女兒教育のために障壁を取り除き支援を拡大することによって、女兒の教育へのアクセス及び学校教育の達成を保証する。
- c. とりわけ、女性にあらゆるレベルの質の高い教育及び訓練、並びに技術、経営、起業に関する訓練を含む職業訓練、そして入手可能で十分な公的及び社会的サービスへの完全で平等なアクセスを保証する社会的経済的政策を通じて、女性、特に貧困層の女性のエンパワーメントを行う。
- d. 加盟国のILO条約へのコミットメントにしたがって、フォーマル及びノンフォーマル教育、平等な能力開発及び雇用機会への母親と妊婦を含む女性及び女兒のアクセスをとりわけ推進し、すべての人々に対する完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワークを生み出す政策措置により女性が恩恵を受けることを保証し、女性と男性の収入格差を縮め、ケア労働を含む女性の無償労働を認識する。
- e. 特に農村地域において、インフラ及び労働節約的技術へ投資し、女性及び女兒の家事の負担を軽減し、女兒が学校に通う機会や女性が自営業に従事したり労働市場へ参加したりする機会を与える。
- f. 地域の意思決定の構造、過程における女性のリーダーシップへの投資、適切

な法的措置の推奨，政治機関及び政府機関における男性と女性にとって平等な活動の場の創造，紛争の防止と解決及び平和構築活動のあらゆるレベルにおける重要な関係者としての女性と男性の平等な参画に向けた我々の努力の強化を通じたものを含め，すべての政治的及び経済的意思決定の過程における女性の数と積極的な参加を改善するための行動をとる。

- g. 説明責任を強化し，意識を高め，いたるところで起きる人権の完全な享受を損なうあらゆる形態の女性及び女兒に対する暴力を防止及び撤廃するため，そして女性が司法と保護へのアクセスを有し，また，国内法，国際人道法及び国際人権法にしたがって，不処罰に終止符を打つために，かかる暴力の加害者すべてが正式に捜査を受け，訴追され，処罰されることを保証するため，包括的な国内法及び政策，並びにプログラムを強化する。
- h. 国際社会の支援によるものを含む，性別及び年齢別データのよりよい創出及び利用により，進展，格差及び機会を観測し報告するための国レベルの能力を改善する。
- i. キャパシティ・ビルディングを含む的を絞った活動，ジェンダー主流化，そして適切な場合には市民社会と民間部門を参加させつつ，十分な資金を保証することを目的とするドナーとパートナーの間の対話の強化を通じ，ジェンダー平等の推進及び女性と女兒のエンパワーメントにおける開発援助の効果を高める。
- j. 貧困撲滅，ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに貢献しうる，手の届く価格のマイクロファイナンス，特にマイクロクレジットへの女性のアクセスを促進する。
- k. 相続権を含む十分な住居，財産，土地への女性の平等なアクセスを促進，保護し，十分な立憲的，合法的，行政的措置を通じて女性の信用へのアクセスを保証する。
- l. 女性の経済的エンパワーメントを促進し，生産資源に対する女性のアクセスを保証する。この観点から，すべての分野において，また中央政府から地方政府に至るまで，資源配分，能力開発及び利益の共有におけるジェンダー平等を確保するために，ジェンダーに配慮した公的管理を強化する。

MDGsの達成に向けたすべての人に対するグローバルな公衆衛生の促進

73. 我々は，以下を含めた取組により，すべての人々に対するグローバルな公衆衛生の促進における進展を加速させることにコミットする。

- a. 衡平，連帯，社会正義，サービスへの普遍的アクセス，多部門にわたる行動，

透明性，説明責任，住民の参加及びエンパワーメントを含む一次医療の価値や原則を，保健制度強化の基礎として実現し，この観点からアルマ・アタ宣言に留意する。

- b. 国内の優先事項と協調する国際的プログラム，措置及び政策による支援に補完される，医療サービスのアクセス及び利用の障壁を除去する公共政策を通じて，国家保健制度の，衡平で質の高い医療サービスの提供能力を強化し，特に脆弱な状況に置かれる人々に対して，医療サービス利用時の可能な限り幅広いアクセスを促進する。
- c. 必要とする者すべてに対する医療保障を拡大するため，地方や僻地にいる貧困層及び貧困層に特別の関心を向けながら，健康促進，疾患予防から治療，リハビリテーションへの連続性を保証し，包括的で入手可能な，地域社会に基づく一次医療サービスを提供，強化する。
- d. 国家レベルの協調的な取組を通じた統合的な医療サービスの供給，共通基盤の利用拡大，及び水と衛生を含む，他の部門の関連サービスの統合によって医療提供の質と効果を改善する。
- e. 医療の資金調達，医療従事者の訓練及び保持，医薬品とワクチンの調達と分配，インフラ，情報システム及びサービスの供給を含む包括的取組の基礎として，衡平な医療成果を提供する，医療制度強化における国家努力を支援するという国際的コミットメントを実現する。
- f. 水系感染症と闘う手段として，2015年に安全な飲料水と基本的な衛生への持続可能なアクセスをもたない人口を半減させるとのコミットメントを念頭に，医療制度を改善し，特に地方や僻地における，医療サービスへのアクセス可能性，入手可能性及び質，並びに安全な飲料水と基本的な衛生への持続可能なアクセスを保証するために，基礎的インフラ，人材，技術的資源，及び保健医療施設の提供を強化する。
- g. 健康を促進し守るために不可欠な国家政策の立案，実施における，多部門にわたる閣僚間の取組の重要性を強調し，学術機関を含む市民社会の機関や民間部門と協力する中で，社会サービスの供給における国家戦略及び行動計画の実施，及びより衡平な保健成果の保証に向けた進展において，政府が中心的役割を担うことを改めて表明する。
- h. 市民社会，民間部門や他の関連する関係者の参加を通じたものを含め，国家の保健管理を改善し，持続可能で用意周到な，危機や世界的流行病を含む課題へ対処できる国家医療制度を保証するため，国際的支援を必要に応じて強化する。
- i. 健康についての関心欠如や，一部の例における女性及び子供の医療サービスへのアクセスを顕著に妨げる有害な慣習への対処，人権尊重の保証，そして

女性と女児の健康，並びにHIVと共に生きる人々や，エイズに影響を受けている人々に対する偏見に対処するために不可欠なジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進のため，若年層を対象に含む保健教育及びヘルスリテラシーを推進する適切な政策や行動を発展させる。

- j. 国家データ集計，医療サービスへの性別アクセスを追跡することのできるモニター及び評価制度を支援し，医療制度の効果と質を改善するための迅速なフィードバックを提供する。
- k. 発生が増加する非感染症，交通事故による負傷死，そして環境及び労働災害を含めた健康に関する課題に対処するため，保健制度の有効性及び効果が実証された施策を強化する。
- l. 国家の採用，訓練及び保持政策を見直し，得られた教訓に基づき，途上国における保健制度を弱体化させる，医療従事者の欠如，並びに僻地や地方を含む各国内，及び全世界的に一様でない医療従事者の配置，特にアフリカにおける欠如に対処する国家の医療人員計画を発展させ，そしてこの観点から，熟練した医療人材の保持において途上国が直面する課題を考慮に入れ，医療従事者の国際的採用に関するWHOの行動規範の採択を踏まえた，医療サービスへの普遍的アクセスを推進する国内的及び国際的な任意の行動の重要性を認識する。
- m. 保健制度の強化，医薬品アクセス，技術発展の奨励，相互合意に基づく技術移転，入手可能で安全かつ効果的で質の高い医薬品の生産，革新的な医薬品，ジェネリック，ワクチン及び他の医療商品生産の育成，医療従事者の訓練と保持といった分野における成功事例の共有をとりわけ通じて国際協力を更に強化し，国際協力及び支援，特に外部からの資金援助が，より予測可能で調和されたものとなり，国内のキャパシティ・ビルディングの優先事項と合致すること，国家保健制度を強化するような方法で受入れ国に向けられることを保証するために取り組む。
- n. 研究開発や，すべての国，特に途上国によって入手可能なアクセスを促進することを通じたものを含めた，保健のための情報，通信技術の知識共有，提供，活用を更に推進する。
- o. 医療サービスの供給，新たな入手可能な技術の開発及びその革新的な活用の奨励，及び特に途上国において必要とされる，新たな入手可能なワクチンと医薬品の開発のため，官民パートナーシップを強化する。
- p. 国家計画及び戦略を支援して，影響の大きい施策の優先パッケージをスケールアップし，保健，教育，ジェンダー平等，水と衛生，貧困削減そして栄養といった分野における取組を統合することによって，現在の課題として妊産婦，新生児，そして5歳未満の幼児の死亡率を大きく削減するための，幅広い

いパートナーの連携により請け負われた、女性と児童の健康のための事務総長のグローバル戦略を歓迎する。

- q. 妊産婦，新生児，そして5歳未満の幼児の死亡数を削減する手段としての、保健、教育、ジェンダー平等、エネルギー、水と衛生、貧困削減そして栄養といった分野における国家計画及び戦略を支援する、二国間及び南南協力を通じたものを含め、ミレニアム開発目標のための様々な国家的、地域的、そして国際的イニシアティブをもまた歓迎する。

目標4 乳幼児死亡率の削減

74. 我々は、以下を含めた取組により、目標4の達成に向け進展を加速させることにコミットする。

- a. 小児疾患統合管理を達成するための努力、特に肺炎、下痢、マラリア、栄養不良といった新生児及び乳幼児死亡の主原因を予防、対処するための行動をスケールアップする。これは子供の生存、出産前から出産後までにわたった予防的措置、ワクチン接種、及び予防接種のための適切な国家戦略、政策、プログラムを発展、実施、評価すること、そして医薬品、医療製品及び技術が入手可能で手の届くものであるよう保証するため取り組むことによって達成することができる。更に、これは妊産婦及び乳幼児死亡率を削減するための、誕生前の栄養を含む栄養摂取の改善、並びに緊急産科治療及び出産時の専門家の立会いを含む特定の保健施策の強化によって達成することができる。国家努力に対する財源支援を含む国際的支援は、この観点から引き続き鍵となる。
- b. 特に優先度の高い国において、十分な資金調達、政治的コミットメント及び質の高い制御活動の実施を保証することによって、麻疹、ポリオ、結核、破傷風のキャンペーンを含む予防計画、ワクチン接種計画の主な成功を、幼児死亡率削減の最も効率的な手段のひとつとして持続させ、スケールアップする。
- c. 栄養のある食事、十分な栄養補助食品、下痢性疾患の予防及び早期管理へのアクセス、そして完全母乳の育児と深刻な栄養不良の治療に対する情報と支援を特に含む、不可欠な施策とサービスの統合パッケージを通じて、小児栄養改善のため行動する。
- d. マラリアとの闘いに関する進展と、殺虫処理した蚊帳の利用拡大を維持する。
- e. 実績のある効果的予防措置及び治療措置、並びに新ワクチンのような極貧国においても入手可能な新たなツールのより幅広い活用を通じ、肺炎と下痢との闘いを強化する。

- f. 下痢疾患による幼児死亡削減に決定的な影響をもたらす安全な飲料水へのアクセス，下水道普及率，そして石けんを使った手洗いを含む衛生治療の拡大に取り組むため，意識向上活動を含めた努力をスケールアップする。
- g. 持続可能な形で拡大された範囲と改善された質を有する母子感染防止サービスを緊急に提供し，H I Vの小児治療サービスへのアクセス増大させることによって，新たな世代がH I Vに感染せずに生まれることを保証するために取り組む。

目標5 妊産婦の健康の改善

75. 我々は，以下を含めた取組により，目標5の達成に向け進展を加速させることにコミットする。

- a. すべての人々の，性及び生殖に関する健康を含む，手に入る最高水準の肉体的，精神的健康を享受する権利を実現するため，対策を講じる。
- b. 地域社会に基づく予防治療，臨床治療を含む，アクセス可能で入手可能な統合医療サービスを提供する強化された保健制度において，家族計画，出産前の健康管理，出産時における専門家の立会い，緊急の産科治療及び新生児治療，H I Vのような性感染症の感染予防と治療を通じて，包括的な方法で，生殖に関する健康，妊産婦の健康，及び新生児を含む小児健康に取り組む。
- c. 効果的な，複数の分野にまたがる統合的取組に立脚し，我々は2015年までに，国家戦略，プログラムにおける家族計画，性の健康，医療サービスの統合を含む普遍的アクセスを提供する必要があることを強調する。
- d. すべてのレベルにおいて，貧困，栄養失調，有害な慣行，アクセス可能で適切な医療サービス，情報及び教育の欠如，ジェンダー不平等といった相互に関連する，妊産婦の死亡率及び疾患率の根本的な原因に対処するために行動し，女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶に特別の注意を払う。
- e. 安全，効果的，入手可能で受入れ可能な，自らの選択による家族計画手段に関する女性，男性，そして若年層の可能な限り幅広い情報及びアクセスを保証する。
- f. 包括的な産科治療の供給を拡大し，助産師と看護師を含む熟練した医療従事者の，妊産婦医療サービス及び地域社会における家族計画の信頼ある供給者としての潜在能力を最大限活用するため，訓練と保持を通じてその役割を強化し，すべての医療従事者，保健教育者，及び医療管理者に対する，対人コミュニケーションやカウンセリングの訓練を含む，性及び生殖に関する健康，家族計画の公式及び非公式な訓練を拡大する。

目標6 HIV／エイズ、マラリア、その他の疫病の蔓延防止

76. 我々は、以下を含めた取組により、目標6の達成に向け進展を加速させることにコミットする。

- a. 目標6の達成に向けた不可欠なステップとして、また他のミレニアム開発目標の達成への貢献として、HIV／エイズの予防、治療、ケアとサポートへの普遍的アクセスを達成するための努力を倍増させる。
- b. よりHIVに感染しがちな人々の脆弱性の軽減に向けて、戦略的に協調した、生物医学的、行動学的、社会構造的施策を組み合わせた計画をスケールアップすることによって、そしてHIV感染のリスクから自己を守る能力を強化するための女性及び思春期の女兒のエンパワーメントを通じ、またあらゆる人権の促進及び保護を通じて、予防の取組を大いに強化し、治療へのアクセスを増大させる。予防プログラムにおいては、地域社会で最もよく理解される言語での情報、教育、コミュニケーションを含め、地域の事情、倫理、文化的価値に配慮し、リスク行動を軽減し、禁欲と貞節を含む責任ある性行動、男性用及び女性用コンドームや滅菌処理済み注射器具を含む必須物品へのアクセス拡大、薬物使用に関連するハームリダクションの取組、任意かつ秘密が守られたカウンセリング及び検査へのアクセス拡大、安全な血液供給、並びに性感染症に対する効果的な早期治療を促進し、効果的予防を確保しつつ、殺微生物剤及びワクチンを含む新たな予防手段の研究開発を加速する政策を推進する。
- c. 開発の観点からHIV／エイズを取り扱う。これは、健全で有効な機関間の国家的ネットワークと複数の分野の予防、治療、ケアとサポートに関する戦略を必要とする。また、HIVと共に生きる人に対する偏見及び差別に対処し、それらの人々の社会的統合、復帰及びHIV対策への更なる参加を促進し、かつHIV／エイズの予防、治療、ケアとサポートに対する国家努力を強化し、HIVの母子感染を取り除く努力を強化する。
- d. HIVと他の保健及び開発に関連するイニシアティブのつながりを強化し、てこ入れするための新たな戦略的パートナーシップを立ち上げ、また国際協力及びパートナーシップの支援を得つつ、サービス提供拡大の土台としてHIVプラットフォームを使いながら、既存の国家保健社会体制を強化する方法で、包括的なHIV／エイズ・プログラム及び新規の更に効果的なレトロウィルス治療を提供する国家の能力を可能な限り最大に拡大する。この観点から、HIVの情報及びサービスを、プライマリ・ヘルスケア、任意の家族計画と母子保健を含む性と生殖に関する健康、結核、C型肝炎及び性感染症

の治療，H I V／エイズによって影響を受けた，あるいは孤児となった，あるいは脆弱な状態に置かれた子供へのケア，並びに栄養，公式及び非公式な教育のためのプログラムに統合するための行動を促進する。

- e. H I V，マラリア及び結核を治療するための第二選択薬，第三選択薬の投与に対して予想される需要増大への対処を含め，長期持続可能性のための計画を策定する。
- f. あらゆる形態の結核の早期発見を通じたものを含め，結核とH I Vの重複感染，及び多剤耐性及び超多剤耐性結核に対処するため，影響を受けた国への支援を強化する。
- g. アルテミシニン混合療法を含む，入手可能で，高品質かつ効果的な医薬品やジェネリック薬へのアクセス可能性及び入手可能性を確保し，マラリア対策のための長期残効型かつ安全な殺虫剤処理済蚊帳を使った進展を確保することによるもの，及びマラリア・ワクチンの迅速な開発のために進行中の研究を強化することによるものを含む，効果的な予防，診断，治療戦略の強化によってマラリアがもたらす課題に対処するため，国際社会の支援のもと，国家の努力及び計画を持続させる。
- h. 国家の保健情報システムの改善，国際協力の強化，更なる研究開発の加速，革新的ワクチン及び医薬品の開発，包括的な予防戦略の採用を含め，顧みられない熱帯病の予防と治療に向けた努力，及びマラリアと結核の予防と治療を刷新する。
- i. 循環器疾患，がん，慢性呼吸器疾患，糖尿病といった非感染症によってもたらされた発展途上のその他の課題に適切に対処するため，国，地域及び国際レベルでの共同の行動及び協調的対応を行い，2011年の国連総会ハイレベル会合の成功に向けて取り組む。
- j. H I V予防，治療，ケアとサポートへの普遍的アクセスを達成するための努力を増大させ，世界エイズ・結核・マラリア対策基金への十分な資金提供や，国連の機関，基金，プログラム及び他の多国間及び二国間経路を通じたものを含め，マラリア，結核及びその他の疾病との闘いを強化し，必要に応じて革新的資金調達メカニズムを強化し，この対応の長期的持続可能性に貢献する。

目標 7 環境の持続可能性の確保

- 7.7. 我々は，以下を含めた取組により，目標7の達成に向け進展を加速させることにコミットする。

- a. 共通に有しているが差異のある責任原則をとりわけ含む、環境と開発に関するリオ宣言に含まれる原則にしたがって、各国それぞれの能力を考慮に入れ、持続可能な開発に関する主なサミットの成果を効果的に実施するため、並びに新たに出現している課題に対処するため、持続可能な開発を追求する。
- b. 国内の状況並びに適切な実施能力に合わせた、各国が管轄する包括的で一貫した計画枠組、並びに国内法の採択を通じて環境の持続可能性を追求する。この観点から、キャパシティ・ビルディングと資金提供において、適切かつ入手可能で持続可能な技術の開発及び普及、並びにかかる技術の相互合意に基づく移転を通じて、途上国を支援する。
- c. 国際社会の共同行動を通じて、干ばつ又は砂漠化に直面する国、特にアフリカの国において、砂漠化に対処するための国際連合条約1乃至3条にしたがって、条約実施の再活性化のための十年戦略計画（2008—2018）を考慮し、地域的協力によるそれを含む成功事例と教訓を共有すること、そして十分かつ予測可能な資金動員を支援し、乾燥、半乾燥、乾燥亜湿潤地域における、砂漠化と土地の劣化の原因及び貧困の影響に対処することによって、同条約の実施を支援する。
- d. 森林被覆の消失を抑制し、森林に依存する人々の生活を改善させるため、包括的でより効果的なファイナンス活動へのアプローチの発展、地域及び先住民コミュニティ及び他の関連するステークホルダーの参加、国家レベル及び国際レベルでの良い統治の促進、そして不法な活動によってもたらされる脅威に対処するための国際協力の強化を通じて、森林に関する世界的な目標及びすべてのタイプの森林の持続的に可能な経営を効果的に実施するための、あらゆるレベルにおける政治的コミットメントと行動を強化する。
- e. 生物多様性条約の3つの目的の、より効率的で一貫した実施を引き続き追求し、原住民及び地域社会の知識、工夫及び慣行を保存、維持すること、アクセスと利益配分の国際的枠組の立案、交渉に向けた現在の努力を継続することを通じたものを含めた、生物多様性の損失速度を大きく削減するとのコミットメントの履行を通じたものを含め、計画と実施のギャップに適切に対処する。我々は、10月18日から29日にかけて日本の名古屋で開催される生物多様性条約COP10の成功に期待する。
- f. 新たな再生可能エネルギー資源及び低排出技術の一層の活用、よりクリーンな化石燃料技術を含む先端エネルギー技術の信頼強化、エネルギー資源の持続可能な利用、並びに最新の信頼性の高い、入手可能で持続可能なエネルギーサービスへのアクセス促進を必要に応じて組み合わせ、国家政策及び戦略の実施を支援し、必要に応じてこの分野における国際協力から支援を受けつ

- つ、適切な、入手可能で持続可能なエネルギー技術の開発及び普及、並びにかかる技術の相互の同意に基づいた移転を促進することによって、増大するエネルギー需要に対応するため国家能力を強化する。
- g. 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が気候変動に対するグローバルな対応を交渉するための一義的な国際的、政府間フォーラムであるとの立場を維持する。共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を含む、同条約で確認された原則にしたがって、気候変動に対処するため、緊急でグローバルな行動をとるよう加盟国に要請し、2010年11月29日から12月10日にかけてカンクーンにて開催予定の気候変動枠組条約第16回締約国会議及び京都議定書第6回締約国会合の実りある野心的な成果に期待する。
 - h. 水道管路や下水網を始めとするインフラの修復、改修、保全を含む水と衛生の統合的な戦略を優先させること、並びに国土計画における統合的な水の管理を通じて、水質の追跡、モニターを改善する革新的な方法の調査によって、安全な飲料水及び基本的な衛生への持続可能なアクセスを引き続き拡大させる。
 - i. すべての関連する関係者とのパートナーシップ及び必要に応じた国際的な財政的、技術的支援のもと、統合的な廃棄物管理システムを促進する。
 - j. スケールアップされた草の根レベルの行動を通じて、強い政治意志及びさらなる住民参加による支援を受け、国家開発戦略にしたがって、衛生のギャップを埋めるための努力を倍増させ、特に貧困層の基本的な衛生の普及を拡大するため、十分な財政的・技術的資源と技術的ノウハウの動員と提供、及び途上国のためのキャパシティ・ビルディングを促進し、「持続可能な衛生の5年」を実現するためのグローバルな取組に留意する。
 - k. 現在の目的の域を超えて、スラムの人口削減及びスラム生活者の生活の改善を通じて、国際社会の十分な支援のもと、すべての関係者の参加のもと国家、都市計画戦略を優先することによって、スラムのない都市のために取り組み、保健、教育、エネルギー、水と衛生、そして十分なシェルターを含めたスラム生活者のための公共サービスへの平等なアクセスを推進し、持続可能な都市及び農村の開発を推進する。
 - l. 食料安全保障や飢餓と貧困の撲滅への取組に寄与する魚種資源を含む海洋生物多様性及び生態系の持続可能な管理を保証するため、そして海洋環境及び海洋生物多様性に対する気候変動の悪影響に対処するため、海洋管理への生態系アプローチを通じたものを含めた措置をとる。
 - m. 持続可能な開発の達成と貧困の撲滅という目的のもと、淡水の重要な水源として、また豊かな生物多様性の宝庫として、不安定な山地の生態系を保存す

るため各国を支援する。

- n. ヨハネスブルグ実施計画にしたがって、持続可能な消費、生産パターンを促進する。
- o. 経済的、社会的発展と環境保護の責任を負う国家的、地域的機構間の、持続可能な開発に関連する投資促進に関するものを含む、より高水準な協調を発展させる。
- p. 2012年に開催される国連持続可能な開発に関する会議の成功に向けて取り組む。

目標8 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

78. 我々は、以下を含めた取組により、目標8の達成に向けた進展を加速させることにコミットする。

- a. 2015年までのMDGsの達成を保証するためのグローバルなパートナーシップの強化によって、目標8に関する既存のコミットメントを提供し完全に実施するための取組を加速する。
- b. 経済成長を更に促進し、多様な危機の影響がもたらした増大する課題並びに長期的な構造的障害に対応するため、外国からの財政的、技術的支援を通じたものを含め、2015年までにMDGsを達成するための途上国による国家開発戦略の実施を支援する。
- c. MDGsに関連する先進国及び途上国によるコミットメントは、相互説明責任の遂行を要することを認識する。
- d. ミレニアム開発目標の実現のための支えとなるグローバルな環境を創造するためにグローバルなパートナーシップを強化する上での国際連合の中心的役割を強化する。
- e. モンテレー合意で示され、開発資金に関するドーハ宣言、及び他の関連する経済、社会及び関連する分野における主要な国連会議及びサミットのあらゆる成果文書で再確認されたコミットメントを履行することによって、国内資金動員、海外直接投資、国際貿易、開発のための国際的な財政的、技術的協力、債務及び組織的課題の分野における開発のための資金調達を強化し、それによってミレニアム開発目標の実現資金の財務能力を拡大する。
- f. 多くの先進国がコミットしている途上国に対するODAのGNP比0.7%目標を2015年までに達成すること、2010年には少なくともODAのGNP比0.5%の水準に到達すること、また、後発開発途上国に対するODAのGNP比0.15%~0.20%を目標とすることを含む、ODAに

関するすべてのコミットメントの履行が重要である。合意されたタイムテーブルに達するため、ドナー国は既存のコミットメントを履行するよう援助支出の速度を上げるために必要で適切なすべての手段をとるべきである。我々は、未履行の国に対して、彼等のコミットメントに従い、後発開発途上国のためのブラッセル行動計画に沿った、後発開発途上国に対するODAのGNP比0.15%~0.20%という特定の目標を含む、途上国に対するODAのGNP比0.7%目標に向けた更なる、具体的な努力を求める。我々は、ODAの効果的活用の保証において達成された進展を重ねていくため、民主的ガバナンス、透明性及び説明責任の強化、結果の管理の重要性を強調する。我々は、すべてのドナーに可能な限り早く、それぞれの予算配分プロセスにしたがって、どのような形で目標達成を目指しているのかを示す、段階的で指標的なタイムテーブルを定めることを強く奨励する。我々は、国民意識を喚起し、援助の効果についてのデータを提供し、目に見える成果を示すこと等を通じ、コミットメントの達成に向けた先進国における国内の支持を一層高めることの重要性を強調する。

- g. グレンイーグルズ宣言、及びドナー国による、多様な手段を通して援助を拡大させるとの他の実質的コミットメントの実現を迅速に進展させる。我々は、現在の速度では、2010年までにアフリカへの援助を倍増させるというコミットメントが実現されないだろうと懸念する。
- h. MDGsの達成に貢献する潜在能力にかんがみ、新たな革新的資金調達メカニズムを探求し、既存のものを必要に応じ強化、スケールアップさせる。このような任意のメカニズムは、伝統的な資金調達源を代替するものではなく補完するものとして、途上国に過度に負担を負わすことのないよう、途上国の優先事項にしたがって支払われるべき、安定した予測可能な資金動員に向けられた、効果的なものであるべきである。我々はこの観点から、開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ及び開発のための国際金融取引に関するタスクフォース、そして教育のための革新的資金調達に関するタスクフォースによるものを含む、現在の取組に留意する。
- i. 近代化された税制、より効率的な徴税、税基盤の拡大、及び脱税と資本の投資とのより効率的な闘いを必要に応じて通じたものを含め、国内資金動員及び財務余地を強化する。各国が自国の税制に責任を負う一方、技術支援の強化、国際的税問題への対処における国際協力及び参加の増進によって、税制分野における国家努力を支援することが重要である。我々は、税問題における国際協力を推進するための制度的取決めの強化を検討する次回の事務総長報告書に期待する。
- j. あらゆるレベルにおける不法な資金の流れを抑えるための措置を実施し、金

融情報に関する公開の実践を強化し、透明性を促進する。この観点から、途上国の能力強化のための支援及び技術援助を含む、この問題に対処する各国及び多国間の努力を強化することが不可欠である。奪われた財産の越境を防止し、かかる財産の回復及び、特に起源を有する国への返還を支援するため、国連腐敗防止条約にしたがって、追加的措置を実施すべきである。

- k. すべての人々に利益をもたらす、途上国の多角的貿易体制への統合の強化に貢献するため、とりわけ、多角的貿易交渉であるドーハ開発アジェンダのバランスがとれ、野心的、包括的かつ開発志向的な成果に向けて迅速に取り得組むことにより、普遍的で、ルールに基づいた、開放的、無差別的、衡平かつ透明な多角的貿易体制を十分に支持し、更に発展させる。その際には、途上国の特別な関心であるドーハ開発アジェンダの鍵となる分野における進展を得ることの重要性を認識しつつ、そこで触れられる特別で区別された待遇の重要性を再確認する。
- l. 経済成長及び開発のため、並びに2015年までにMDGsを達成するための貿易の重要性を心に留めつつ、保護主義を拒否し、金融的に不確実な時期においても内向きにならないことの決定的な重要性を強調する。
- m. 2005年にWTOで採択された香港閣僚宣言にしたがって、すべての後発開発途上国のための無税・無料の市場アクセスを実施する。
- n. 貿易機会の増大による衡平な利益を保証し、経済成長を促進するべく、途上国の貿易のキャパシティ及び国際競争力の強化、増進を支援するため、後発開発途上国向け貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワークを通じたものを含む、貿易のための援助の実施を更に進める。
- o. 重要な開発利益、成長、雇用、そしてMDGsの達成に向けた進展を維持するための資金獲得にとって不可欠なものとしての地域統合と貿易を強化する。
- p. ドーハ開発アジェンダにおいて、2013年末までに農業におけるすべての形態の輸出補助金の並行的廃止を確実にするとともに、同一の効果を伴うすべての輸出措置への規律を確立すると、2005年のWTO加盟国による約束を実現する。
- q. 必要に応じて債務による資金調達、債務免除、債務再編に向けた協調政策を通じて、危機の悪影響を緩和し、マイナスのマクロ経済成長を収束させるため、途上国は最終手段として、個別的に既存の枠組を通じて、債務者と債権者の間の一時的債務停止を交渉することができることに留意しつつ、債務の長期持続可能性を保証するため途上国を支援する。
- r. 既存の枠組と原則、債権者と債務者の幅広い参加、すべての債権者による類似処置、及びブレトンウッズ機関の重要な役割に立脚する国家債務再編メカ

ニズムに向けた取組の強化を考慮し、この観点から、国際通貨基金、世界銀行、そしてこの分野における国際協力のより構造化された枠組の必要性及び実現可能性に関する他のフォーラムにおいて、すべての国が現在の議論に貢献することを期待し、歓迎する。

- s. ミレニアム開発目標の達成に貢献する民間部門の資金を動員することによって、前向きな開発結果を達成するために企業とのパートナーシップを強化する。
- t. 知的所有権の貿易関連の側面に関するWTO協定（TRIPS協定）、TRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言及びTRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言のパラ6の実施に関する2003年8月30日のWTO一般理事会の決定に含まれる条項を最大限活用する権利を再確認するとともに、正式な承認プロセスが完了した時には、公衆衛生保護のための柔軟性を提供し、特にすべての人々の医療へのアクセスを推進し、かかる観点から途上国への支援の提供を奨励するためのTRIPS協定第31条改正を最大限活用する権利を再確認する。我々はまた、2005年12月6日の決定においてWTO一般理事会より提唱されたとおり、TRIPS協定31条改正の広範囲かつ時宜に適った承認を慫慂する。
- u. 農業生産性、水管理、衛生、エネルギー安全保障、公衆衛生といったMDGsの達成に特に関わる分野の情報技術と革新を含む、科学技術の戦略的役割を推進する。途上国において技術革新能力を大幅に強化する必要がある、国際社会は国家の技術革新及び研究開発能力を強化するため、適切で入手可能かつ持続可能な技術の開発、並びにかかる技術の相互合意に基づく移転普及を促進することによって、環境上適切な技術及び対応するノウ・ハウを推進する緊急の必要がある。
- v. 情報及び通信技術のアクセスと入手可能性において国家間及び所得層間に存在する大きな格差を埋めるため、特に後発開発途上国において既存の電子通信基盤の質及び量を向上させることによって近代的情報通信技術の適用拡大を支援し、接続性、アクセス及び技術革新と開発に対する投資、情報通信技術の革新的適用と電子政府ツールの効率的活用的大幅な拡大等を通じ、官民パートナーシップを強化する。この観点から、任意のデジタル団結基金の更なる運用の実現を奨励する。
- w. 送金の取引コストを削減するため、国家開発努力に貢献することができる、より安く、速く、安全な移転送金の環境を特に促進し、送金国、受領国間の協力を強化する。

ミレニアム開発目標を達成するための取組を続ける

79. 我々は、本成果文書の実施におけるものを含め、引き続きミレニアム開発目標の達成に向けた進展を年間ベースで見直すことを総会に要請する。我々は、第68回国連総会議長に、ミレニアム開発目標の達成に向けた努力をフォローアップするための特別なイベントを2013年に開催することを要請する。
80. 我々は、国連憲章及び国連総会によって与えられた、調整、政策の見直し、政策対話、そして経済的社会的発展に関する議題の提言、及びMDGsフォローアップのための本部としての、特に閣僚級年次レビューと開発協力フォーラムを通じた、国際連合経済社会理事会の役割を再確認する。
81. 我々は、事務総長に、ミレニアム開発目標の実施における進展を2015年まで毎年報告し、事務総長報告において、必要に応じて、2015年以降の国連開発アジェンダを進展させる更なる取組を提言するよう要請する。